

## 宇都宮市上下水道局下水道マンホール蓋広告掲出取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市上下水道局広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、上下水道局（以下「局」という。）が所有する下水道マンホール蓋への広告物（以下「マンホール蓋広告」という。）の掲出について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンホール蓋 局が所有し、維持及び管理を行うマンホールの蓋をいう。
- (2) 広告主 要綱第4条第3項に規定する管理者の承諾を得て広告を掲出する者をいう。
- (3) 広告取扱者 要綱第4条第3項に規定する広告主に代行して広告掲出に必要な手続等を行う者をいう。
- (4) 広告内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

### (掲出基準)

第3条 マンホール蓋広告は、宇都宮市上下水道局広告事業掲載基準第4条の基準に準拠するものとする。

### (掲出位置)

第4条 マンホール蓋広告の掲出位置は、原則として道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定による道路の歩道上に設置され、局が維持管理するもののうちから局が指定するものとし、広告主は局が指定したマンホール蓋のうちから掲出を希望する箇所を選択できるものとする。

### (広告の規格)

第5条 マンホール蓋広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 直径50センチメートルの真円形
- (2) 仕様 「宇都宮市型下水道用鋳鉄製マンホールふた仕様書」の性能に準拠し、広告プレートを蓋裏1点止めで取り付けできる構造とする。

2 マンホール蓋広告のデザインは、下水道のイメージ向上等に配慮したものであり、「公の目的」として広く公共性がある目的と認められるものとし、特定の団体の主義、主張、意見広告を含んではならない。

(掲出期間)

第6条 マンホール蓋広告を掲出する期間（以下「掲出期間」という。）は、原則として年度を単位とする1年間とする。ただし、広告主が希望する場合は、1年を単位として最大3年まで延長することができる。

(掲出料及び作製料)

第7条 マンホール蓋広告の掲出料は、掲出するマンホール蓋1か所につき、年額15万円（年度途中からの掲出となる場合は、掲出期間を考慮して管理者が定める額）を最低価格とした一般競争入札により落札された価格に、消費税及び地方消費税を付した金額とする。

2 マンホール蓋広告のデザインプレート作製料は、掲出するマンホール蓋1か所につき消費税及び地方消費税を含む金額とし、広告主の負担とする。

3 広告主は、管理者が指定する期日までに、前2項の費用を一括して前納するものとする。

(掲出の募集等)

第8条 広告主の募集は、局ホームページ等局の所管する媒体により行うものとする。

(申込資格)

第9条 広告掲出の申込みは、宇都宮市上下水道局広告事業掲載基準第3条各号に掲げる業種又は業者に該当しない事業者のみ可能とする。

(掲出の申込み)

第10条 広告を掲出しようとする者（以下「申込者」という。）は、宇都宮市上下水道局下水道マンホール蓋広告掲出申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて管理者に提出することにより、マンホール蓋広告の掲載を申し込むものとする。

(1) 企業概要（パンフレット等会社の概要がわかるもの）

(2) 広告デザイン案

2 管理者は、前項の規定により提出された広告デザイン案の内容に不適切な表現がある場合には、修正を求めることができる。この場合において、管理者が修正を求めたにもかかわらず、申込者がそれに応じない場合には、申込みを取り下げたものとみなす。

(掲出の決定等)

第11条 管理者は、前条第1項の申込みがあったときは、宇都宮市上下水道局広告事業掲載基準第3条に定める基準により、申込者及び広告内容について審査し、資格要件を満たしていると認められる申込者を対象として入札を行うものとする。

2 管理者は、前項の入札を行った者のうち、予定価格以上の金額で最高額を提示した者を広告主に決定する。この場合において、最高額を提示した者が2以上あるときは、抽選により広告主を決定する。

3 管理者は、広告主が決定したときは、決定となった者に対しては宇都宮市上下水道局下水道マンホール蓋広告掲出決定通知書(別記様式第2号)をもって、不決定となった者に対しては宇都宮市上下水道局下水道マンホール蓋広告掲出不決定通知書(別記様式第3号)をもって、その結果を速やかに通知する。

(空き枠の決定方法)

第12条 年度途中において広告主のない掲出箇所があり、これに広告を掲出しようとする者があるときは、先着順により広告主を決定するものとする。

2 前項の場合において、管理者は、前条第1項の審査をし、資格要件を満たしていると認められるときは、広告主として決定する。

3 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第1項の場合における掲出料は、第7条第1項に規定する年額の最低価格に掲出日数を365日で除した数を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。第15条第2項において同じ。)とし、作製料は第7条第2項の額とする。

(契約の締結)

第13条 第11条第2項又は前条第2項の規定により広告掲出の決定を受けた申込者は、速やかに宇都宮市屋外広告物条例(平成7年条例第49号)第2条の規定による屋外広告物の表示の許可を局と連名で受けなければならない。

2 前項の許可を受けた申込者は、管理者の承諾を得たものとみなし、下水道マンホール蓋への広告掲出に係る契約について、管理者と締結できるものとする。

3 管理者は、前項の承諾をした後の事情変更等により、広告内容が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し、広告内容の変更を求めることができる。

(広告掲出料等の納付)

第14条 前条第2項の規定に基づき局と契約を締結した広告主は、管理者が定める期日までに第7条第1項の掲出料及び同条第2項の作製料（以下「広告掲出料等」という。）を一括して納付するものとする。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

（広告掲出料の返還）

第15条 既に納付した広告掲出料は、還付しない。ただし、広告主又は広告取扱者の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を中止し、又は広告掲出に係る契約を解除したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により返還する額は、納付された掲出料のうち、当該掲出料に掲出できなかった日数を365日で除した数を乗じて得た額とする。

（広告内容の変更）

第16条 広告主が、掲出期間中にマンホール蓋の広告内容を変更しようとするときは、あらかじめ広告デザイン案を管理者に提出し、管理者による第11条第1項の審査の上要件を満たしていると認められた場合に、これを変更することができる。この場合における掲出期間は、変更後の期間にかかわらず、第6条第1項における当初の期間と同一とする。

（広告掲出に係る契約の解除）

第17条 要綱第8条第3号に規定する管理者が適切でないと判断するときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 広告掲出料が第16条の管理者が定める期日までに納付されないとき。
- (2) 広告主又は広告取扱者が、第15条第3項の規定による広告物の内容等の変更に係る管理者の求めに応じないとき。
- (3) 広告主が書面により広告掲出の辞退を申し出たとき。
- (4) その他管理者が広告掲出に特に支障があると認めたとき。

2 広告主又は広告取扱者は、要綱第8条の規定により広告掲出に係る契約を解除された場合であって、当該契約に係る広告掲出を既に行っているときは、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

（申込みの制限）

第18条 広告主が前条第1項各号のいずれかに該当したとき又は申込者が広告掲出決定後に広告掲出を辞退したときは、当該広告主又は申込者が当該年度において第11条の規定による申込みを行うことができないものとする。

（掲出の一時停止）

第19条 管理者は、掲出期間中であっても、維持管理の必要や周辺工事との同調など、局の都合により、1日を単位としてマンホール蓋広告の掲出を一時停止することができる。

(維持管理等)

第20条 マンホール広告を掲出したマンホール蓋の維持管理は、局が行う。

2 前項のマンホール蓋に起因して第三者に損害を与えた場合は、局がその責めを負う。

ただし、広告内容に起因して第三者に損害を与えた場合は、広告主がその責めを負う。

3 第三者によるデザインプレートなき損、盗難、遺失等については、局の責めに帰すべきことが明らかな場合を除き、局はその責めを負わない。この場合において、その原状回復に要する費用は、広告主が負担する。

4 前項の規定は、経年により広告物に破損等が生じた場合について準用する。

(補則)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。

様式第1号

宇都宮市上下水道局下水道マンホール蓋広告掲出申込書

年 月 日

宇都宮市上下水道事業管理者

(申込者) 住 所 (法人の場合は所在地)

氏 名 (法人の場合は代表者名)

担当者

電 話

F A X

宇都宮市上下水道局下水道マンホール蓋広告掲出取扱要領第10条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

- 1 広告の掲出を希望する場所 (該当する番号に○をつけてください。)

場所	入札価格 (税抜き) (※ 最低価格 円)
宇都宮駅西口 1 ・ 2	円
宇都宮駅東口 1 ・ 2 ・ 3	

※ 掲載を複数箇所希望する場合には、申込書を複数箇所分ご提出ください。

- 2 広告掲出を希望する期間

設置を開始した日から令和 年 月 日までの期間

- 3 添付資料

- ・ 会社概要
- ・ 広告デザイン案

様式第2号

宇都宮市上下水道局下水道マンホール蓋広告掲出決定通知書

年 月 日

様

宇都宮市上下水道事業管理者

令和 年 月 日付で申込みのありました，宇都宮市上下水道局下水道マンホール蓋広告掲出について，次のとおり決定したので通知いたします。

1 広告掲出する場所

2 広告掲出期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間

3 広告掲出料

円

4 その他

様式第3号

宇都宮市上下水道局下水道マンホール蓋広告掲出不決定通知書

年 月 日

様

宇都宮市上下水道事業管理者

令和 年 月 日付で申込みのありました，宇都宮市上下水道局下水道マンホール蓋広告掲出について，不決定となりましたので通知いたします。